

平成 29 年

第 3 回市議会定例会 議案第 7 号

函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成  
及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則  
を定める条例の一部改正について

函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化  
に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 9 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成  
及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則  
を定める条例の一部を改正する条例

函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化  
に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（平成  
22 年函館市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成  
及び活性化に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条の  
規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正  
前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及  
び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を  
定める条例

第 1 条中「条例は、」の後ろに「企業立地の促進等による地域におけ  
る産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成  
29 年法律第 47 号）附則第 2 条の規定によりなお従前の例によるもの  
とされた同法による改正前の」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため